

議案第18号

逗子市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

逗子市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

平成28年 2月25日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

逗子市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年逗子市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第25条（見出しを含む。）中「異議申立」を「審査請求」に改める。

附則第6条第2項の表1の項右欄中「0.86」を「0.88」に改め、同表2の項右欄中「0.91（第1級又は第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の逗子市消防団員等公務災害補償条例附則第6条第2項及び第5項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた逗子市消防団員等公務災害補償条例第4条第3号に規定する傷病補償年金（以下この項において「傷病補償年金」という。）及び同条第2号に規定する休業補償（以下この項において「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

(提案理由)

行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の平成28年4月1日付け改正に伴い、改正の要あるため提案する。